

消費税正しく育てる間税会

大森間税会報

2021.1 第205号



■目 次

年頭のごあいさつ	2
大森間税会長 佐 川 黎 二	
大森税務署長 名 取 和 彦	
令和2年の主な行事・合同ゴルフコンペ・インボイス研修会	3
令和3年度税制及び執行に関する要望書の要旨	4
「税とのふれあい」納税表彰・税の標語募集	5
中学生の税の作文・「会員増強への取り組み」新規会員紹介	6



大森間税会

あけましておめでとうございます



新年のご挨拶

大森間税会
会長 佐 川 黎 二

令和3年の新春を迎えるに当たり、平素から間税会に対し、深いご理解と格別なご協力をいただいている、名取署長はじめ署の皆様、大森間税会の会員の皆様に、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

去年は、予想もしなかった新型コロナウイルス感染症の流行で理事会を始め、総会も開催出来ず書面での審査をお願いし承認をいただきましたが、去年は役員の改選期だった為、全ての役員に留任いただきましたので、今年の総会で新体制を決めていただく事といたします。

毎年順調に推移していた「税の標語」も残念ながら中止をして、毎年応募を頂いている学校に「世界の消費税」がプリントされたクリアファイルをお届けして今年の協力をお願いいたしました。

一昨年の10月に消費税が10%に引き上げられるとともに、初めて「軽減税率」が導入されました。当初心配された大きな混乱もなく定着したようですが、令和5年10月には「インボイス制度」の導入が予定されております。今年の10月1日からは、インボイス発行事業者の登録申請が可能になります。この制度導入にあたり全ての事業者に対する周知広報活動に取り組みたいと思いますので宜しくお願いいたします。

結びにあたりまして、大森税務署及び大森間税会の皆様のご発展並びに皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

大森税務署長
名 取 和 彦

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、佐川会長はじめ大森間税会の皆様におかれましては、日々の業務や会活動等で御多忙のところ、日頃から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げますとともに、本年もよろしくお願いいたします。

昨年一年間の貴会の活動を振り返りますと、年初に発生が確認された新型コロナウイルスの感染拡大によって、通常総会の開催が中止となったことをはじめ、OTAふれあいフェスタにおける税金クイズや小学生を対象とした税の標語の募集・表彰等、これまで税知識の普及と納税道義の高揚に積極的に取り組んできた貴会の会活動が軒並み中止に追い込まれるなど、新型コロナウイルス感染症に振り回された年でした。

一方、昨年の税務行政を振り返りますと、消費税の軽減税率制度が導入された後の初回確定申告をはじめ、新型コロナウイルスの感染に伴う確定申告期間の延期や納税の猶予等の特例措置への対応、私の着任後も、税を考える週間行事をはじめ、納税表彰式や年末調整の説明会等例年実施されていたことが中止されるなど、先例のない対応を求められた年であったと考えております。

さて、令和5年10月1日に導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に關しまして、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が可能となります。この登録を受けた課税事業者のみが適格請求書等の交付ができることとなり、仕入税額控除の適用の可否にも大きく影響しますので、会員の皆様が適格請求書発行事業者として登録すべきかを御検討の上、早めの対応をお願いいたします。

また、新年を迎え、令和2年分の所得税・個人消費税等及び贈与税の確定申告の時期となりました。大森税務署といたしましては、本年も池上会館西館において、十分に感染防止対策を講じた上で、確定申告書の作成会場を開設するとともに、本年の確定申告における最重要課題として、スマホ申告の拡充に努めて参りたいと考えておりますので、会員の御家族や従業員の方々への周知につきましても、重ねて御協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、新型コロナウイルス感染症の早期終息を願うとともに、大森間税会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

◆◆◆◆◆ 令和2年の主な行事(報告) ◆◆◆◆◆

月 日	行 事 内 容	会 場 他
1 月 25 日	大森間税会報 第203号発行	広報委員会
1 月 28 日	大森税務六団体・賀詞交換会	大森法人会館
2 月 4 日	定例理事会・賀詞交換会	大田文化の森
6 月 2 日	大森間税会第63回定例総会 【中止】	書面決議
6 月 30 日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
8 月 4 日	定例理事会	大田文化の森
9 月 13 日	大田区内小学校11校にて「税の標語」収集 【中止】	各小学校
9 月 7 日	定例理事会	大田文化の森
9 月 25 日	大森間税会報 第204号発行	広報委員会
10月12日	日本型バウチャー制度消費税研修セミナー	ラズ大森
10月12日	定例理事会	ラズ大森
11月 2 日	大森税務六団体共催 O T A ふれあいフェスタ 【中止】	平和島競艇場
11月 3 日	広報活動・税金クイズ等を実施	
11月 5 日	令和2年度納税表彰	大森法人会館

※このほか各委員会は随時開催

第8回 大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

令和元年、秋の大会は台風災害の影響で中止。令和2年、春の大会はコロナ感染症拡大の影響で中止。秋の大会も当初中止予定でしたが、いつもお世話になっております津久井湖ゴルフ倶楽部を応援する事で、10月20日(火)に行われました。

「3蜜」対策を取り、相模原間税会17名、大森間税会13名の総勢30名で1年ぶりに交流いたしました。

広報委員長 中西 亮



大森間税会 「適格請求書等保存方式」研修会

令和2年10月12日(月)ラズ大森に於きまして、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する研修会が大森間税会の主催のもと開催されました。



講師は大森税務署名取署長にお願いし、事業者が準備すべき登録や留意点について講義をしていただきました。会場は新型コロナウイルス感染拡大予防のために受講者の座席の間隔を広くあけて設置したため、残念ながら受講者数に限りがありました。

令和5年10月1日から仕入税額控除を受けるための登録申請の提出は令和3年10月1日から令和5年3月31日までです。

大森間税会では皆様に役立つ研修会を開催しております。次回もお楽しみに。

広報委員 柴田 意子

全国間税会総連合会意見要望要旨

令和3年度税制及び執行に関する意見要望書が令和2年7月全間連より財務大臣はじめ関係諸庁に提出され、その実現方を要請いたしました。その要旨は次のとおりです。

1.

(1) 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

(2) 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者への支援策の充実と日本経済を回復するための各種施策の積極的な実施

「新型コロナウイルス感染症」に伴う緊急事態宣言等により、甚大な被害を被っている経済的被害者の雇用維持と事業継続や、国民生活等を守るための支援策については、今後とも医療体制を含め時機を失することなく必要な措置を講じるとともに、感染症収束後の日本経済を回復するための各種施策を積極的に実施するべきである。

2. 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(3) 仕入税額控除

軽減税率制度導入後の仕入税額控除の仕組みについては、軽減税率制度の導入後5年目から導入するとされている「適格請求書保存方式」は我が国の社会経済構造に馴染まないことから、請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引き下げを検討すべきである。

(7) 総額表示義務の特例措置の廃止

現行の総額表示義務に関する消費税法の特例措置は令和3年3月末の期限到来に伴い廃止し、その後の対消費者へ販売する場合の価格表示については、消費税法に規定する総額表示に戻すべきである。

(8) 輸出品販売場における免税制度の周知・啓発及び簡素化と適正化

新型コロナウイルスの影響でインバウンド市場は収縮し

ているが、将来のインバウンド市場の再活性化を見据えた上で、令和3年10月以降の制度運用の完全電子化に備えるためにも、免税制度の更なる周知・啓発及び制度運用の一層の簡素化を進めるとともに、更新制の導入等による適正化を行うべきである。

3. 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

4. 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き努められたい。特に軽減税率制度の実施に伴い、相談件数などが増加することが考えられることから、相談窓口などを充実させるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広報

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に関係する税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

(4) 租税教育

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(5) 消費税の滞納整理

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

5. マイナンバー制度

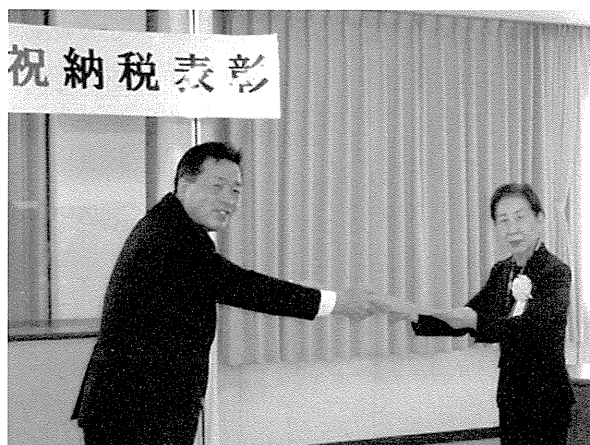
平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

～ 大森間税会からは4名の会員が栄えある受彰 ～

本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた国全体としての取組を踏まえ、納税表彰式典の開催が中止となりましたが、11月5日大森法人会の会館会議室を借用して、納税表彰受彰者への表彰状等の贈呈が行われました。

当日は、基本的な感染対策を実施した上、出席者を最小限に絞って執り行われ、表彰状等贈呈後には、署幹部及び佐川会長を交えて記念撮影・懇談会が実施されました。

誠にありがとうございます。



東京国税局長表彰を受けられる小松副会長



大森間税会 会長 佐川 黎二	大森間税会 理事 森永 優子	大森税務署 副署長 今村 宏嗣
----------------------	----------------------	-----------------------

大森間税会 常任理事 林 武宏	大森間税会 副会長 小松 節子	大森税務署長 名取 和彦	大森間税会 理事 南 卓志
-----------------------	-----------------------	-----------------	---------------------

記念写真配席図(敬称略)

受彰者のご紹介

(大森間税会関係)

東京国税局長表彰

小松 節子 殿 (副会長)

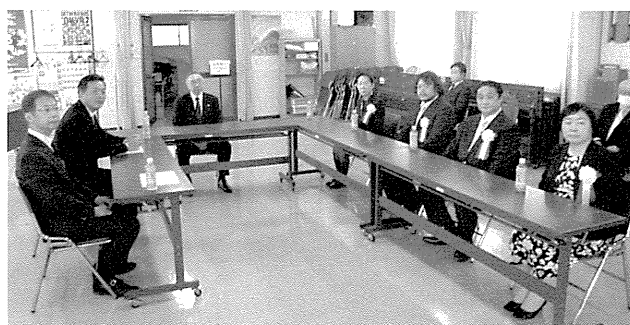
大森税務署長表彰

林 武宏 殿 (常任理事)

南 卓志 殿 (理事)

大森税務署長感謝状

森永 優子 殿 (理事)



表彰状贈呈後の懇談会

*** 「税の標語」 募集 ***

「税の標語」の募集は、税についての啓発・広報及び租税教育推進の一環として、間税会が中心となり全国的に募集活動を行っております。

大森間税会もこの「税の標語」募集活動に参加しており、今年も皆様からの応募を期待しております。応募は住所氏名、電話番号等を記載の上、五・七・五調にて大森間税会宛 FAX (03-3775-1156) までお送り頂ければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

税金は	今も未来も	守るため	森川 伸也
消費税	活かして	ウイルス退治	藤好 優臣
税金は	納めてうるおう	思いやり	森永 優子
税金で	救えみんなの	生活を	柴田 意子
消費税	納税対策	インボイス	小宮山 宜克
コロナ禍で	税金活用	新生活	荒木 裕治
税金を	納めて安心	老後の暮らし	小松 節子

大森間税会は、毎年納税貯蓄組合連合会主催にて、大森管内中学校から募集した「税についての作文」について、大森間税会会長賞を選出し表彰しております。

令和2年度の大森間税会会長賞に選ばれた、大森第三中学校 阿野まどかさんの作品「税と私たちの生活」をご紹介します。

「税と私たちの生活」

日本の水は飲める。これは私たち日本国民にとってはごく当たり前の事実だ。だがしかし、世界という視点で見ればこのような国はごくわずかである。日本はそれだけ、安全できれいな国なのだ。

昔、外国に住んでいたことがある。その国では水道水は飲めず、清潔に対する意識は日本に比べて低かったのではないと思う。また、海外旅行へ行った時も、地下鉄や空港などの公共交通機関でさえ、あまり清潔でないと感じたこともあった。

水道水や清潔感はあくまで一例だが、これら二つのことからだけでも、日本は安全で清潔な国だと言えるだろう。

では、なぜ日本はここまで安全で清潔な国と言えるのか。これに対して私は、「税金」というものが大きく関わっていると思う。

日本では、世界に比べて道の整備がよくできていると思う。この前も私の家の前の通りが、そこまで荒れていたわけでも、汚かったわけでもないのに整備された。その結果、今までよりもみちがえるほどきれいになり、統一感のある美しいレンガ調の通りを歩く時、私の気分も明るくなった。このお金はどこから来ているのか気になり調べてみると、「都市計画税」という税金からだった。これが、私が税金に興味をも

大田区立大森第三中学校

三学年 阿野 まどか

ったきっかけである。

それから私は、税金について調べてみた。税金は払う方に視点が行きがちだが、払った先では様々な使われ方があること、そしてその多くが私たち国民の日常生活に大きく関わるものだと私は知った。税のことを調べ、考えるうちに私はある考えに至った。それは、「国の税金の使い方が、国や国民の性質に影響している。」というものだ。国が街に税金でゴミ箱を設置すれば、街がキレイになり、国民の清潔に対する意識が上がる。さらに警察の方々が努力しているおかげで、犯罪率が低かったり、おとしものが自分の所へ帰ってきたりする。このように、国が税金をどう使うかが、無意識のうちに国や国民の性質を形作っていると私は思う。そして私たちの国が安全や清潔さなど所に上手に税金を使ってきたからこそ、私たちの国は安全で清潔な国と言えるのだと私は思う。

私たち、そして私たちの家族、友達、みんなが払っている税金は巡り巡って私たちの元に返ってくるだけでなく、私たちの国民性、国としてのイメージまでもを作っていると私は思う。だからこそ、自分やまわり、国の将来のためにも税金の重みなどを理解して、払っていくべきだと思う。

大森間税会は会員増強運動に取り組んでいます。

大森間税会とはかつて、城南地区のモデル会に指名されたこともあり、その趣旨にあわせ役員一同一生懸命、会員増強運動に取り組んでおります。

ご協力よろしくお願いいたします。

総務・組織委員長 森川 伸也

新規会員の紹介	会員区分	会員名
	個人会員	安孫子 紀 次
	個人会員	平 澤 利 明
	個人会員	星 俊一郎
	個人会員	笹 野 順 三

令和2年11月末現在(入会順・敬称略)

創業 享保元年(1716年)

古いのれんの和菓子の店

祝儀・仏事・お赤飯の御用命は当店へ!!

おみやげには **あべ川餅** を!!



餅 甚

宅配便にて全国へお届け致します

大森東1丁目ミハラ通り

TEL 3761-6196 / FAX 3761-6191

弁護士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・物納専門不動産会社
との連携により あらゆる相続問題解決に対処いたしております。

横田 税 務 会 計 事 務 所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL:03-3775-1048 FAX:03-3775-1156

相続税申告、遺産分割、物納、貸宅地整理、相続登記

生前にどうしておけば有利か、相続税・贈与税をテーマに
遺言書・税務対策等の個別相談を無料にて実施しております。

ホームページ URL:<http://www.ykss.com>

租税全般の申告手続き及び相談・財務全般 森永 優子税理士事務所

税理士 森 永 優 子

事務所 東京都大田区大森北1-15-14
第11三井ビル5F

TEL(03)3762-5756
FAX(03)3762-5758

あなたの**本**を
お**創**りします。

記録に残したい
想い。
完全サポート
いたします。

「学研」「文芸社」との提携で、全国の主要書店で販売できます。

株式会社 欧文社 (品川区南大井 3-17-10-3F) ☎ 03-3766-3611 fax 03-3766-3626

お客様が夢に一つ近づくために、
真心に奉仕すること。
お客様と共に歩み、共に豊かになることで、
未来を創り出すこと。
それが日新堂の社会貢献です。

「お客様とともに
あこがれと豊かな未来を創造します」



腕時計の正規品販売店

銀座 日新堂
SINCE 1892

銀座本店／東京都中央区銀座7丁目9-13 TEL03-3571-5611
●大阪ヒルトンプラザ店 ●京王百貨店新宿店 ●藤沢小田急店 ●札幌丸井今井店 ●京都伊勢丹店 ●熊本鶴屋店
<http://www.nsdo.co.jp/>



伝統が物語る、
創業三〇〇年の
老舗の味。

特選のり
召しませ



創業300年

宮内庁御用達

海苔の松尾

〒143-0012 東京都大田区大森東1-6-3

☎03(3762)0656(代)・FAX.03(3762)0670

発行日 2021年(令和3年)1月25日
発行者 大森間税会長 佐川 黎 二
編集人 広報委員長 中西 亮

事務局 〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12
横田税務会計事務所 内
TEL 03(3775)1048(代表) FAX 03(3775)1156